

## 【声明】

### 福祉施設入所者の「留め置き」死亡事例を防止し

#### すべての人に必要な医療が提供できるように求めます

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活と健康、生命を脅かしています。すべての人は、高齢であっても、障害があっても、どんな差別も分け隔てもなく、確実に医療を受ける権利があります。これはコロナ禍であっても不変の原理であり、国や地方自治体はその権利保障の責務を負っています。

しかし、とりわけ第6波では、京都府でも多数の高齢・障害の施設入所者が医療にかかれなまま死に至る事態が発生しました。

京都府保険医協会のアンケート調査では15人の人が施設に留め置かれたまま亡くなったことが明らかになりました。さらに聞き取り活動を通じ、それを超える人数の死亡者が確認されています。「救急車で搬送されたが結局受け入れ先が見つからず、入院できずに施設に帰ってきた」「入院を依頼したら認知症があるかと確認され、あると答えたら搬送先がないと言われた」。ご本人・ご家族の無念はもとより、目の前の対象者の生命を守れない事態が、社会福祉を志してその仕事を選んだ施設職員をどれほど絶望させたことでしょうか。

病床ひっ迫時には、入院が困難になることはあるでしょう。それでも「医療にかかれぬこと」は絶対に回避されるべきであり、今日、京都府が進めているように、地域の医療職が施設を訪れて医療を提供する仕組みの構築は当然必要です。

しかし福祉施設は生活施設であり、入院医療機関の代わりにはなりません。施設では様々な状態の方が共同で生活しています。1人でも感染が発生するとハード面や人員体制面から、完全にゾーニングすることは不可能です。したがって施設入所者については「留め置き」は可能な限り回避され、少なくとも重症化の危険性が高い人は確実に入院できる体制を目指すことが必要です。

生命と人権を守るための最低限のこととして、緊急に以下の点を求めます。

#### 記

- 一、 高齢であることや障害のあること、施設入所者であることをもって、入院が受け入れられないような事態を引き起こさないこと
- 二、 重症化リスクの高い高齢者や障害のある人が必要な入院に確実につながるようにすること
- 三、 そのため、ほとんど稼働していない「臨時的医療施設」に医療職・介護職を確保し、フル稼働させること
- 四、 介護が必要な高齢者、障害のある人たちのための療養施設の設置を検討すること

2022年6月18日

高齢者・障害者施設におけるコロナ患者留置(とめおき)問題を考える  
第1回ミーティング参加者一同